

入 居 契 約 書

イ リ ー ゼ 福 生

H I T O W A ケ ア サ ー ビ ス 株 式 会 社

O.

O.

表題部記載の「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結します。

この証として、「入居者」と「事業者」は本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ、各自その1通を保有します。

(1) 契約の開始年月日

契 約 締 結 日	年	月	日
入 居 予 定 日	年	月	日
入居予定日（変更後）	年	月	日
入 居 日（事後記載）	年	月	日

(2) 当事者の表示

入居者名 ※住民登録（住民票や 被保険者証記載）の氏名 表記でご記入ください	住所： 氏名：_____ ㊞ (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ) 法定代理人（入居者に後見人等が選任されている場合） 住所： 氏名 _____ ㊞ 入居者との間柄：後見人・任意後見人・保佐人・補助人・ その他（具体的に _____）
署名代行者	※入居者の意思を確認のうえ、署名代行をいたします。 住所： 氏名：_____ ㊞ 入居者との間柄：配偶者・身元引受人・家族・生活支援員・その他 (具体的に _____)
目的施設設置事業者名 (以下「事業者」という)	住 所：東京都港区港南二丁目15番3号 事業者名：HITOWAケアサービス株式会社 代表取締役 福嶋 茂 ㊞ 説明者名：所属 _____ 氏名 _____

(3) 上記 (2) 「当事者」以外の関係者の表示

身元引受人 (本契約第 35 条に定める)	住所 : _____ 氏名 : _____ 印
連帯保証人 (本契約第 36 条に定める)	住所 : _____ 氏名 : _____ 印
保証会社による保証 ※利用の有無にチェック ☐ 利用する (※1) ☐ 利用しない	所在地 : 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4 商号 : 株式会社イントラスト 電話番号 03-5213-0250 (代) 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣 (2) 第 39 号
返還金受取人 (本契約第 39 条に定める)	住所 : _____ 氏名 : _____ 印
契約立会人等の第三者 (該当者がある場合には署名を求める)	1. 住 所 : _____ 氏 名 : _____ 入居者との間柄 : 配偶者・身元引受人・家族 (具体的に _____) 生活支援員・その他 (具体的に _____)

※1 別途、保証会社との保証委託契約の締結が必要となります。

(4) 目的施設（表題部記載の契約締結日現在）

施設名称	イリーゼ福生
施設の類型及び 表示事項	○類型 : サービス付き高齢者向け住宅 東京都知事 第 <u>20005</u> 号 (有料老人ホーム) ○居住の権利形態 : 利用権方式 ○利用料の支払い方式 : 月払い方式 ○入居時の要件 : 入居時 60 歳以上で要介護認定を受けている 方、その他第2条に基づく入居資格の方 ○介護保険 : 東京都指定特定施設入居者生活介護 ○居室区分 : 介護居室（全室個室） ○介護にかかわる職員体制 : 3.0 : 1 以上
介護保険の指定居宅 サービスなどの指定	東京都 1374400966号（令和3年6月1日指定） 特定施設入居者生活介護事業者
開設年月日	令和3年6月1日
所在地	〒197-0011 東京都福生市大字福生2303-1
敷地概要（権利関係）	敷地面積 : 1621.56㎡ 事業主体 : HITOWAケアサービス株式会社 土地所有者 : 多摩興発株式会社
建物概要（権利関係）	延べ床面積 : 2241.35㎡ 鉄骨造地上3階建 事業主体 : HITOWAケアサービス株式会社 建物所有者 : 多摩興発株式会社 賃貸開始日 : 令和3年4月30日
居室（一般居室・介護居 室）の概要	居室及び定員 : 介護居室（全室個室）57室・57名 居室面積 18.27㎡～19.84㎡
共用施設概要	食堂（機能訓練室兼用）トイレ 健康管理室 相談室 脱衣室 中浴室 個浴室 機械浴室 駐車場

(5) 入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	階 第 号室
介 護 居 室	介護居室
居 室 面 積 (何れかに○を付ける)	18.27㎡ ・ 18.85㎡ ・ 19.84㎡
付 属 設 備 等	トイレ・洗面台・介護ベッド・緊急通報装置・テレビ回線・ エアコン・収納

(6) 入居時に支払う費用の内容

一部前払金 (第23条)		前払金 0円
一 部 前 払 金 の 償 却 ・ 返 還	使途及び算定根拠	
	支払方法	
	一部前払金想定居住期間の 起算日	
	一部前払金想定居住期間	
	一部前払金償却方法	
	非返還対象分及び事業者 への帰属時期	
	一部前払金返還債務の保 全方法	
	返還金算定方法	
	短期解約特例の返還方法	
消費税		

(7) 入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月払いの利用料等（食費が軽減税率適用の場合）

191,540円（本体価格183,000円）

※介護認定が非該当(自立・要支援)の場合は、上記金額に基本サービス費が追加となります。

月払いの利用料は、下記内訳に記載する費用の合計であり、事業者が発行する請求書により確定されるものとします。

月払いの利用料の 計算日	年 月 日 (日割計算で支払われる費用についての計算起算日)
支払方法	本契約第4章に定めるとおり
居室等利用料(家賃相当額) (第24条)	月額 63,000円(非課税) ※不在の期間があっても減額いたしません。
共益費(第24条)	月額 24,000円(非課税)
使 途	共用部分の維持管理に必要な維持管理費・光熱水費・清掃費等、 各居室の光熱水費、居室の設備点検 ※不在の期間があっても減額いたしません。 ※各居室の光熱水費は以下の方法にて算定します。 目的施設全体にかかる水道光熱費から、事業者の事務所等共用 部で使用する分量を控除した額を、全居室数で除した費用
基本サービス費(第24条)	月額 42,900円(本体価格 39,000円)
使 途	・状況把握、安否確認 ・緊急時対応 ・生活相談・助言 ・健康の維持増進、管理 ※介護認定が非該当(自立・要支援)の方の場合に適用となります。 ※当住宅は特定施設入居者生活介護の指定を受けており、要介 護の認定を受けた場合であって特定施設入居者生活介護利用契 約を締結した場合、基本サービスは介護保険サービスとして提 供しますので、基本サービス費は不要です。 別途、介護保険における自己負担費用が必要となります。 ※不在の期間があっても減額いたしません。

	フロントサービス費 (第24条)	月額 47,300円 (本体価格 43,000円)
	用途	・受付サービス (来訪者取次、郵便物等の受け取り代行及び居室への配布等) ・レクリエーションサービスの企画、運営にかかる人件費 ・サービス提供にかかるフロント部門の人件費 (不在の期間があっても減額いたしません)
	食費 (第25条)	月額 57,240円 (本体価格 53,000円) 食費の内訳は、次の通りです。 食材費：月額27,540円 (税込) 厨房管理費：月額29,700円 (税込) ※1日3食、30日で軽減税率 (8%) 適用の場合 軽減税率 (8%) の対象となる飲食料品の提供は、「朝食・昼食・夕食」の食費です。それ以外の飲食料品の提供及び1食あたり670円を超える特別な食事については軽減税率の対象となりません。 入居者が食事の提供を受けない場合は、その期間に相当する食材費 (1か月を30日とし日割り換算) を減額いたします。 厨房管理費 (食事提供に必要な人件費・設備・備品代等) は、入居者の入退去を除き、不在の期間があっても減額いたしません。
	その他 (第26条)	・入居者の個人的な希望及び個別選択的な個別対応サービスの利用料 (生活支援サービス重要事項説明書別表「介護サービス等の一覧表」に対応した利用料) ・介護用品費等は別途実費負担
消費税		税法に則り消費税 (10%) を負担、(注、金額は総額表示) 但し、食費については軽減税率適用時の金額を表示
介護保険に係る利用料及び利用者負担分		介護保険法令等による利用料及び利用者負担分については、別途、特定施設入居者生活介護利用契約書に規定されています。

第1章 総 則

第1条 (目的)

事業者は入居者に対し、表題部（４）記載の施設（以下「目的施設」という）を終身にわたり利用する権利を設定し、かつ、目的施設内において高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という）及び本契約第４条に定める各種サービスを提供します。

- ２ 入居者は、本契約に定める事項を承認して、事業者に対し、各種サービスの提供に係る表題部（７）に定める月払い利用料等の支払いを行います。
- ３ 事業者は、各種サービスの提供にあたり、老人福祉法、介護保険法、高齢者住まい法、その他関係法令、東京都高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針、及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守します。

第2条 (入居資格)

事業者と入居契約を締結できるのは、６０歳以上で要介護認定を受けている人としします。

- ２ 前１項に定める人の他に、入居者の６０歳以上の配偶者及び以下の人に限られます。
 - 一 要介護状態であった入居者が入居日以降、状態が改善したとき
 - 二 入居者の３親等以内の親族で６０歳以上の方
 - 三 ６０歳未満の場合、特定疾病を起因に要介護認定を受けている方
- ３ 入居時に要介護認定を受けていた入居者が、入居後の区分変更において要支援認定または自立と認定された場合でも前項の通り第３条に定める利用権を失うことはありませんが、介護保険サービスの利用にあたっては、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを利用することは出来ません。

第3条 (利用権)

入居者は、目的施設のうち、事業者と契約した居室に居住し、他の入居者とともに共用施設を利用することができます。

- ２ 入居者は、目的施設の全部又は一部についての所有権を有しません。
- ３ 入居者は、長期不在又は入院中も、目的施設の利用権を保有します。
- ４ 入居者等は、次に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 第三者に居室の全部又は一部を転貸すること
 - 二 第三者に目的施設を利用する権利を譲渡すること
 - 三 他の入居者と居室を交換すること
 - 四 その他上記各号に類する行為

第4条 (各種サービス)

事業者は入居者に対して、目的施設において次に掲げる各種サービスを提供します。

一 基本サービス

- ① 状況把握・安否確認・緊急時対応
- ② 生活相談・助言
- ③ 健康の維持増進・管理

二 フロントサービス

- ① 受付サービス（来訪者の取次ぎ、郵便物等の居室への仕分けお届け）
- ② レクリエーションサービス

三 選択サービス

- ① 食事の提供
- ② 入居者の個人的な希望及び個別選択的な個別対応サービス

第5条 （管理規程）

事業者は、本契約を実施するため、管理規程を定めることができます。

入居者および事業者は、管理規程を契約内容とすることに合意します。

- 2 事業者は、管理規程に本契約において管理規程に定める旨を規定した事項の外、下記事項を定めることができます。

- 一 居室数及び入居者の定員
- 二 各種サービスの具体的内容
- 三 定期的に行う災害避難訓練の内容
- 四 入居者の急病、負傷、事故、災害緊急時の具体的対応方法

- 3 事業者は、以下のいずれかに該当する場合、事前に本契約第8条の運営懇談会の意見を聴き、本契約の趣旨に反しない限度で管理規程を改定することができます。

- 一 管理規程の変更が、入居者の一般の利益に適合するとき
- 二 管理規程の変更が、本契約の目的に反せず、且つ、変更の必要性及び変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

- 4 事業者は、管理規程に記載のない事項および管理規程の解釈に疑義が生じる事項について、規定（以下「諸規定」という）を設けることができます。

第6条 （施設の管理、運営、報告及び地域との協力）

事業者は、本契約の目的を達するために、施設長その他必要な職員を配置し、目的施設の維持管理をして目的施設を運営します。

- 2 事業者は、以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、5年間保存します。

- 一 利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に提供したサービスの内容
- 三 緊急止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間その際の入居者の心身の状況
- 四 入居者又は身元引受人がサービスの提供に関して申し立てた苦情の内容
- 五 サービスの提供によって入居者に発生した事故の状況、及びこれに対し事業者が採った処置

- 六 事業者がサービスの提供を他の事業者へ委託したときは、その事業者の名称、所在地、委託契約の内容及びその実施状況
- 3 事業者は、毎年事業年度終了後4か月以内に、入居者に対し、次の事項を報告するものとし、
- 一 事業者の当該事業年度の決算
 - 二 当該事業年度における下記事項
 - ① 入居者数及び退去者数
 - ② 入居期間の分布状況を含む入居者の状況
 - ③ 要介護者の状況
 - ④ サービスの提供状況
 - ⑤ 共益費・基本サービス費・フロントサービス費・食費等の収支状況
 - ⑥ 施設全体の職員数・人員配置・勤務形態・職員の資格保有の状況等
 - ⑦ その他目的施設の運営状況
- 4 事業者は、施設の運営とサービスの提供にあたり、地域との交流及び連携を図るとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情対応等の事業に協力します。

第7条 (入居者の権利)

入居者は、次の各号の権利を有します。入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取扱いを受け、又は差別的待遇を受けることはありません。

- 一 入居者は、プライバシーを可能な限り尊重されること
- 二 入居者は、自己に関する健康および介護の記録に関する個人情報（医師が管理する診療記録は除く）の閲覧、交付等の開示請求（以下「開示請求」という。）を行うこと

なお、事業者は、入居者より開示請求を受けた場合、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、遅滞なく、当該個人情報を書面（入居者が指定した方法があるときはその方法）によって開示するものとします。

また、事業者は、入居者または身元引受人の同意なしに、個人情報を第三者に開示しません。

事業者は、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときを除き、入居者の写真、身上および健康に関する記録を入居者または身元引受人の意思に反して第三者に開示しません。

- 三 入居者等は、その費用で自ら選んだ医師、弁護士その他の専門家といつでも相談することができること
- 四 入居者は、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限されることはないこと
- 五 入居者は、施設での運営に支障がない限り、入居者個人の衣服や家具備品をその居室

内に持ち込むことができること

- 六 入居者及び身元引受人は、いつでも事業者に対し直接、又は行政機関に対し、事業者及び事業者が提供するサービスに関する苦情を申し出ることができること

第8条 (運営懇談会)

事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関する意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 運営懇談会は、下記の人によって構成され、少なくとも年2回定期的に開催されるものとします。

- 一 事業者の役員及び職員から事業者が指名した者
- 二 入居者
- 三 入居者の身元引受人
- 四 入居者の成年後見人（保佐人、補助人、任意後見人を含む）

- 3 運営懇談会は、下記事項を議題とします。

- 一 事業者の直近の事業年度の決算報告
- 二 介護保険、共益費・基本サービス費・フロントサービス費・食費等の収支状況
- 三 入居者の状況
- 四 苦情内容及び苦情対応
- 五 事故報告内容及び改善対策
- 六 月払いの利用料の改定
- 七 管理規程およびこれに基づく諸規則の改定
- 八 職員の人数及び勤務体制の説明
- 九 入居者、身元引受人及び成年後見人との質疑応答
- 十 その他必要な事項

- 4 事業者は、運営懇談会の議事録を作成し、入居者又は身元引受人に開示します。

- 5 事業者は、下記を管理規程等に定めます。

- 一 運営懇談会のメンバーの選任方法
- 二 運営懇談会開催の連絡方法
- 三 運営懇談会の議事録の開示方法
- 四 運営懇談会の同意を要する場合の同意の要件

- 6 事業者は、前5項の外、運営懇談会に関する事項を管理規程に定めることができます。

第9条 (苦情処理)

入居者及び身元引受人は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、前項の苦情申立て、解決の手続き及びその記録方法等を定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。

- 3 事業者は、本条第1項に基づく苦情申立てを担当する責任者をあらかじめ定め、入居者及

び身元引受人からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。

- 4 事業者は、入居者及び身元引受人が苦情申立等を行ったことを理由として、入居者に対し、何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第10条 (賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたり、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事業者の責に帰すべき事由により当該損害が発生した場合は、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。

- 2 前項の事故が入居者に故意又は過失によって生じた場合には、事業者は、賠償額を減額することがあります。
- 3 事業者は、第1項の事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録します。

第11条 (秘密保持)

事業者は、本契約の履行に関し知り得た入居者および家族に関する情報を法令および事業者が定めるプライバシーポリシーに従って管理し、本契約の終了後も方法の如何を問わず、第三者（法令およびプライバシーポリシーに基づき許諾された第三者は除きます）に開示しません。

ただし、下記の場合は、この限りではありません。

- 一 入居者又は身元引受人の事前の同意がある場合
- 二 入居者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合、その他正当な理由がある場合

第2章 提供されるサービス

第12条 (介護)

事業者は、下記事項を明確に示したうえ、入居者に対しサービスを提供します。

一 入居者に提供するサービスの具体的内容

ア 自立、要支援、または要介護の別

イ 入浴・排泄・食事等のサービス、その他日常生活上の支援または世話、機能訓練および療養上の世話の内容

二 入居者にサービスを提供する場所

三 入居者にサービスを提供する職員の配置状況

四 夜間の看護体制

2 事業者は、入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要な場合は、サービスの提供場所を変更する場合があります。

3 事業者は、居室を変更する場合に、入居者の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変更が生じるときは、次の各号に掲げるすべての手続きを行います。それぞれの手続きは書面で確認します。

一 事業者の指定する医師の意見を聴く

二 入居者の意思を確認する

三 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける

四 変更後の居室および介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う費用負担の増減等について入居者および身元引受人に説明を行う

五 入居者の身元引受人の意見を聴く

六 入居者または身元引受人の同意を得る

4 事業者は、入居者が介護保険サービスの提供を受けるにいたったときは、入居者と別に定める特定施設入居者生活介護利用契約を締結し、介護保険法に基づく入居者および事業者の権利義務を明確にします。

第13条 基本サービス (状況把握、安否確認、緊急時対応)

事業者は、入居者に対し、目的施設内での安心、安全な日常生活を提供するため、毎日1回以上は入居者の状況・安否確認を行います。また、居室内に設置されたケアコールから通報があった場合には速やかに駆けつけ、緊急時には医療機関及び身元引受人等の緊急連絡先への連絡等を行います。

第14条 基本サービス (生活相談、助言)

事業者は、入居者に対し、目的施設内での生活について、次の相談及び助言を行います。

一 事業者において可能な相談や助言

- 二 事業者が入居者に紹介できる専門家又は専門機関の概要とその利用に必要な費用の概要

第15条 基本サービス（健康の維持増進・管理）

事業者は、入居者の日常の健康状態に留意するとともに、健康維持を支援するため、下記事項を実施します。

- 一 入居者に対し1年に2回の定期健康診断の機会を設ける
- 二 協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定める
- 三 入居者が必要な治療が受けられるよう、医療機関・歯科医療機関との連絡、医療機関の紹介及び受診等の支援を行う

第16条 フロントサービス

事業者は入居者に対し、次の生活サービスを提供します。

- 一 受付サービス（住宅来訪者のご入居者様へのお取次ぎ対応、郵便物等の居室への仕分けお届け等）
 - 二 レクリエーションサービス
- 2 事業者は、入居者の金銭等の管理は提供しません。

第17条 選択サービス（食事）

事業者は、入居者に対し、下記の通りに毎日3度食事を提供します。

- 一 事業者は、ホーム内の食堂において、食事を提供すること
- 二 事業者は、栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置すること
- 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により可能な限り特別の食事を提供すること
- 四 給食は施設内部厨房より委託業者により提供されます。

第18条 選択サービス（個別対応サービス）

事業者は、希望する個別入居者に対し、有料にて個別対応サービスを提供します。その提供に関する事項は生活支援サービス重要事項説明書別表「介護サービス等の一覧表」に定めます。

第3章 使用上の注意

第19条 (使用上の注意)

入居者は、目的施設及び敷地を善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

- 2 事業者は、入居者の金銭等の管理は提供しません。入居者又は身元引受人が、金銭の管理を行うことができない場合、その他自らの行為能力の低下又は自らの意思表示能力を欠く恐れが生じた場合は、原則として成年後見人等の選任をお願いします。事業者は、入居者及び身元引受人、家族又は目的施設が所在する地域の市町村長等と連携して、入居者の負担において、成年後見人の選任等に協力するものとします。

- 3 入居者は、次の各号の場合、各号に記載する事項について、あらかじめ事業者と協議を行うものとします。

- 一 入居者が1か月以上居室を不在にする場合
居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法
- 二 入居者が第三者を付添い・介助・看護等の目的で居室内に一時宿泊させる場合
連絡方法並びに各種費用の支払い及びその負担方法

第20条 (禁止又は制限される行為)

入居者は、次の各号の行為を行うことはできません。

- 一 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品を搬入、使用又は保管すること
 - 二 大型の金庫、その他の重量物を搬入すること
 - 三 排水管その他設備を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
 - 四 テレビ、ステレオ、楽器等から大音量を発し、近隣に著しい迷惑を与えること
 - 五 猛獣・毒蛇等の明らかに危険な動物を飼育し、又は近隣の迷惑となる植物を栽培すること
 - 六 石油ストーブ・電気ストーブ・ガスコンロ等火気を使用すること
- 2 入居者は、事業者の承諾なしに、目的施設において、次の各号の行為を行うことはできません。

事業者は、一旦承諾しても、その後他の入居者からの苦情が出され、その他承諾が不適当になった場合には、その承諾を取り消すことがあります。

- 一 動物の飼育
ただし、小鳥、魚等の観賞用の動物であって、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物を除きます。
- 二 共用施設に物品を置くこと
- 三 営利、布教その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動
- 四 目的施設の増改築、改造、模様替え、又は工作物の設置
- 五 現金、貴重品等をホーム内に持ち込むこと
- 六 前5号の外、管理規程において事業者の承諾を必要と定める行為

3

- 一 入居者が、前条または前2項の規定に違反し発生した損害については、事業者は一切の責任を負いません。
- 二 入居者が、前条または前2項の規定に違反し、事業者または第三者に損害を与えた場合は、事業者または第三者に対し損害賠償責任を負うことがあります。

第21条 (修繕)

事業者は、事業者の負担において、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。

- 2 事業者が修繕を行う場合は、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知します。
入居者は、正当な理由がある場合を除き、修繕の実施を拒否することができません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる居室内の軽微な修繕費用の負担者は、各号に定めるところによります。
 - 一 窓ガラスの取替え 事故や経年劣化によるときは事業者。
その外は入居者。
 - 二 じゅうたん、カーテンの取替え 経年劣化によるときは事業者。
その外は入居者。
 - 三 電球、蛍光灯の取替え 1回目は事業者。2回目以降は入居者。
 - 四 給水栓の取替え 経年劣化によるときは事業者。
その外は入居者。
 - 五 トイレ・排水栓の取替え 経年劣化によるときは事業者。
その外は入居者。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、入居者の故意又は過失により修繕が必要となったときは、その費用は、入居者が負担するものとします。

第22条 (居室への立入り)

事業者は、目的施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災、その他管理上特に必要がある場合は、事前に入居者又は身元引受人の承諾を得て、居室内へ立入り、必要な措置を行うことができます。

入居者又は身元引受人は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立入りを拒否することはできません。

- 2 事業者は、火災、災害その他入居者又は第三者の生命や財産に重大な損害を生じる緊急のおそれがある場合は、前項の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができます。
- 3 事業者は、前項により、入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立入り後、速やかに、その理由と経過を入居者又は身元引受人に通知するものとします。

第4章 費用の負担

第23条 (入居までに支払う費用)

入居者等は、目的施設への入居にあたって、表題部(6)に記載のとおり、事業者に対して一部前払金を支払うものとします。一部前払金が0円の場合はこの限りではありません。

第24条 (居室等利用料・共益費・基本サービス費・フロントサービス費)

入居者等は、事業者に対し、表題部(7)に記載する月払いの利用料のうち、共益費・基本サービス費・フロントサービス費及び居室等利用料を支払うものとします。

2 事業者は入居者に対し、毎月、翌月分の月払いの利用料(居室等利用料・共益費・基本サービス費・フロントサービス費)を請求します。初回に限り、当月分及び翌月分の月払いの利用料を請求します。

3 事業者は入居者に対し、費目及びその明細を明らかにして、毎月20日頃までに表題部(7)に記載する月払いの利用料を請求します。

入居者は事業者に対し、入居者が指定する金融機関口座から毎月27日(27日が金融機関休業日の場合、その後に続く最近の金融機関営業日)に自動振替の方法により、前項の利用料を支払うものとします。

事業者と入居者が別段の合意をしたときは、入居者は、他の方法により、利用料を支払うことができます。

4 入退去時に限り1か月に満たない期間の月払いの利用料は、1か月を30日として日割計算した額とします。

第25条 (食費)

入居者等は、事業者に対し、表題部(7)に記載する月払いの利用料のうち、食費を支払うものとします。

2 食費には、次の各号に掲げる費用を含みます。

- 一 食材費
- 二 栄養士その他食事部門の人件費
- 三 設備・備品代(調理具・食器等)

3 入居者が食事の提供を受けない場合(以下「欠食」という)は、食費のうち、その期間に相当する食材費を減額します。

減ずる額は、1か月を30日とし、日割計算します。なお、一日に満たない欠食(例えば一食のみ等)があった場合は、当該日については減額の対象といたしません。

4 入居者が特別食(医師の指示による治療食を含む)等を必要とするときは、その都度、事業者と協議するものとします。

5 事業者は入居者に対し、毎月、翌月分の食費を請求します。初回に限り、当月分の食費及び

翌月分の食費を請求します。欠食が発生した場合は、欠食した月の翌月に清算します。

6 食費の支払方法は、第24条第3項を準用するものとします。

7 欠食の方法、請求に関しては、生活支援サービス重要事項説明書に定めます。

第26条 (その他の費用)

前2条の外、入居者は、事業者が生活支援サービス重要事項説明書別紙「介護サービス等の一覧表」に基づき、入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料を支払うものとします。

2 個別対応サービス等その他の費用の請求については、前月の利用分実績として当月の月払いの利用料の請求に加味して請求します。

3 支払方法については、第24条第3項を準用するものとします。

第27条 (費用の改定)

事業者は、前3条の費用の額を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するとともに第8条の運営懇談会の意見を聴き同意を得るものとします。

3 事業者は、費用の額を改定するときは入居者及び身元引受人に事前に通知します。

第5章 契約の終了

第28条 (契約の終了)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときに終了します。

- 一 入居者が死亡したとき
- 二 入居者が第30条に定める解約届を提出せずに居室を退去し、事業者がその退去の事実を知った日の翌日から30日が経過したとき
- 三 事業者が第29条に基づき契約を解除したとき
- 四 入居者が第30条に基づき解約を行ったとき

第29条 (事業者からの契約解除)

事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、これにより本契約を継続することが社会通念上著しく困難と認められるときは、第2項の条件に従い、書面で通知することにより、本契約を解除することがあります。

- 一 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- 二 第20条の規定に違反し、是正しないとき
- 三 入居者の行動が、認知症その他入居者の責に帰すことのできない事由により、他の入居者又は事業者の職員の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又はその切迫した恐れがあり、かつ目的施設における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 四 入居者が第36条の定めにより連帯保証人を選任する義務を負う場合において、これを任意に選任しない場合、又は選任した連帯保証人が連帯保証に関する契約書の締結に同意しない場合

2 前項の解除の条件は、下記のとおりとします。

- 一 事前に入居者及び身元引受人に弁明の機会を設けること
- 二 解除通知に90日の予告期間をおくこと
- 三 入居者の移転先の確保について協力すること
- 四 前項第三号によって本契約を解除するときは、一定の観察期間をおき、かつ、医師の意見を聴くこと

3 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一 入居申込書に虚偽の事実を記載する等の不正手段により本契約を締結したとき
- 二 月払いの利用料その他の支払いを、正当な理由なく3か月以上連続して遅滞した場合、又は月払いの利用料その他の遅滞が累計して6.0万円を超えた場合
- 三 入居者又は身元引受人の行動が、他の入居者又は事業者の職員の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又はその切迫した恐れがあるとき（ただし本条第1項第三号に掲げる場合を除く）

- 四 入居者、身元引受人又は連帯保証人が事業者に対して合理的な理由を提示せず、損害賠償その他の請求を行い、その結果、事業者と入居者、身元引受人又は連帯保証人との信頼関係が破壊されるに至った場合
- 五 入居者又は身元引受人が次に掲げる行為を行った場合
 - イ) 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - ロ) 目的施設又は目的施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - ハ) 目的施設に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

第30条 (入居者等からの解約)

入居者は、入居日からの経過日数が三月以内の場合は、事業者に対し書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。

- 2 入居者は、入居日から三月を経過した後は、30日以上前に書面で予告することにより、本契約を解約することができます。ただし、入居者は、1か月分の共益費・基本サービス費(要介護認定が非該当(自立・要支援)の方の場合に適用)・フロントサービス費及び居室等利用料相当額に該当する金額を支払うことにより、即時本契約を解約することができます。

第31条 (明け渡し及び原状回復)

入居者は、本契約が終了した場合には、本契約終了から30日以内までに居室を明け渡すものとします。

- 2 入居者は、居室を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、居室を原状に回復することとします。原状回復の費用負担に関しては、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成23年8月国土交通省)に基づき協議します。

第32条 (財産の引取等)

事業者は、本契約の終了後、居室に残置物がある場合は、入居者又は身元引受人に対し、本契約終了日から30日(以下「保管期間」という)以内に引き取るよう書面で連絡します。

事業者は、保管期間を延長することがあります。

事業者は、保管期間中、残置物を善良なる管理者の注意をもって保管します。

- 2 入居者又は身元引受人は、保管期間内に残置物を引き取るものとします。
- 3 入居者又は身元引受人は、保管期間経過後、事業者が残置物を処分しても異議はありません。

第33条 (契約終了後の清算)

第28条一号により本契約が終了した場合、事業者は、本契約24条から第26条に定める受領済みの月払いの利用料のうち、居室等利用料及び共益費については居室の明け渡し日までの費用を、基本サービス費及びフロントサービス費については、死亡した日までの費用を、食費等その他の費用は本契約終了日までの月払いの利用料(1か月未満の日数については、1か月を30日として日割計算をし、1円未満の端数は切り捨てた額)を控除した残金を、本契約終了日の属する月の3か月後の末日に返還します。

2 第28条二号から四号により本契約が終了した場合、事業者は、本契約第24条から第26条に定める受領済みの月払いの利用料から本契約終了日までの月払いの利用料(1か月未満の日数については、1か月を30日として日割計算をし、1円未満の端数は切り捨てた額)を控除した残金を、本契約終了日の属する月の3か月後の末日に返還します。

3 返還金は入居者が生存する場合は入居者または成年後見人に、生存しないときは表題(3)に定める返還金受取人に返還します。

4 返還金には利息をつけません。

5 事業者は、本契約が終了した場合に、入居者の事業者に対する支払い債務があるときは、これを1項又は2項の返還金から差し引くことがあります。

この場合、事業者は返還金から差し引く債務の額の内訳を入居者および身元引受人に明示します。

第34条 (契約終了後の居室の使用に伴う損害賠償)

第28条第一号により本契約が終了した場合に、その明け渡しの期限日までに入居者の相続人が居室を明け渡さないときは、入居者の相続人、身元引受人及び連帯保証人は事業者に対し、明け渡しの期限日の翌日から明け渡し完了の日まで、月払いの利用料のうち食費及び基本サービス費、フロントサービス費を除く利用料の2倍相当額の金員を支払うものとします。

2 第28条第二号ないし第四号により本契約が終了した場合に、入居者が居室を明け渡さないときは、入居者は事業者に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了の日まで、月払いの利用料の食費及び基本サービス費・フロントサービス費を除く利用料の2倍相当額の金員を事業者に支払うものとします。

第6章 身元引受人等

第35条 (身元引受人)

入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人は、本契約に基づき入居者が事業者に負担する一切の債務について、極度額350万円の範囲で入居者と連帯して履行の責を負います。
- 3 保証会社の提供する保証を利用する場合、保証会社が提供する保証内容については別に定めるものとし、入居者は本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを行うものとします。

ただし、保証会社による保証が受けられなかった場合は、別に身元引受人または次条に定める連帯保証人を選定するものとします。

- 4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 5 身元引受人は、本契約が終了した場合に、入居者が生存しているときは身柄を引き取り、生存していないときは遺体を引き取るものとします。
- 6 事業者及び身元引受人は、入居者の生活に関し、必要に応じて連絡し、協議するものとします。

第36条 (連帯保証人)

身元引受人に定期収入がない場合、その他事業者が合理的に認める場合、入居者は連帯保証人を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は、本契約に基づき入居者が事業者に負担する一切の債務について、極度額350万円の範囲で入居者及び身元引受人と連帯して履行の責を負います。
- 3 保証会社の提供する保証を利用する場合、保証会社が提供する保証内容については別に定めるものとし、入居者は本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを行うものとします。

ただし、保証会社による保証が受けられなかった場合は、別に連帯保証人を選定するものとします。

- 4 事業者は、合理的な理由がある場合、入居者に対して連帯保証人の変更又は追加を求めることができます。この場合、入居者は新たな連帯保証人を定め、又は連帯保証人を追加するものとします。

第37条 (事業者へ通知を必要とする事項)

入居者、身元引受人又は連帯保証人は、入居者、身元引受人又は連帯保証人に次の各号に定める事由が生じた場合、その旨を遅滞なく事業者へ通知するものとします。

- 一 住所・氏名・連絡先が変更したとき

- 二 死亡したとき
- 三 病気やけがなどにより意思確認が困難となったとき
- 四 任意後見契約を締結したとき
- 五 後見、保佐、補助開始の審判があり、又は任意後見監督人が選任されたとき
- 六 破産手続開始、民事再生手続開始、強制執行、仮差押え、仮処分、民事執行等の申立てを受け、又は申立てをしたとき
- 七 その他社会通念上、通常的手段では意思確認が困難となったとき

第38条 (身元引受人の変更)

事業者は、身元引受人が前条第二号、第三号、第四号または第七号の規定に該当する場合には、入居者等に対して新たに身元引受人を定めることを請求することがあります。

- 2 入居者は、前項の請求を受けた場合は、新たな身元引受人を立てるものとします。

第39条 (返還金受取人)

入居者は、表題(3)及び第33条第3項の返還金受取人1名を定めるものとします。
身元引受人または連帯保証人は、返還金受取人を兼ねることができます。

- 2 返還金受取人に死亡等の支障が生じた場合は、入居者は、事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。
- 3 前項の規定に関わらず、返還金受取人の新たな指名が行われず、または事業者に指名の通知が到達しない間に入居者が死亡した場合は、事業者は、身元引受人の申し出により身元引受人を第33条第3項に定める返還金受取人として承認することができます。

第40条 (入居途中の当事者の追加)

事業者は本契約締結後、本契約の対象の居室について、追加の入居者を受け入れないこととします。

第41条 (当事者以外の第三者の宿泊)

入居者は、付添い、介助、看護等のため、第三者を居室内に宿泊させる場合は、事前にその旨を事業者に出すものとします。

事業者は、この申出を拒否することがあります。

- 2 前項において、事業者が入居者の申出を承諾する場合には、入居者及び事業者は、次の事項を書面で確認するものとします。
 - 一 入居者が負担する宿泊者の食費その他費用の額及びその算出方法並びに宿泊期間
 - 二 宿泊者が遵守すべき諸規定
 - 三 本契約が終了したときは、同居者は遅滞なく目的施設を退去すること
- 3 表題部(5)記載の入居者が居住する居室以外に宿泊する場合は、本契約第2条に定める入居資格保持者に限られます。入居資格保持者の宿泊は、別途入居契約書締結が必要なものとします。また体験入居はこの限りではありません。

第7章 その他

第42条 (入居契約締結時の手続き)

入居者からの申込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、当事者間において入居契約が締結されます。

- 2 事業者は、本契約締結に際し、入居者が契約内容を十分理解したうえで契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に署名のうえ、それぞれがこれを保管することとします。

第43条 (月払いの利用料の計算起算日前の解除)

入居者は、表題部記載の契約締結日から月払いの利用料の計算起算日迄であれば、書面によって事業者に通知することにより、本契約を解除することができます。

- 2 事業者は、入居者又はその法定代理人（以下「入居者等」という）が、入居審査等に関する書類における重大な不実記載等、不正な手段で入居しようとしていることが月払いの利用料の計算起算日前に判明したときは、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者等に対して、事業者において発生した費用の実費を徴収します。

第44条 (三月以内の契約解除)

入居日から三月以内において、本契約第28条により本契約が終了した場合は、本契約第28条の規定にかかわらず、事業者は、受領済みの月払いの利用料から本契約終了日までの月払いの利用料（1カ月未満の日数については、1ヶ月を30日として日割計算をし、1円未満の端数は切り捨てた額）を控除した残金を、本契約終了日の属する月の3か月後の末日に入居者に返還します。

- 2 本条に基づいて事業者から月払いの利用料の残金の返還を受ける場合といえども、入居者等は第31条の定めに従って、居室を原状に回復するものとします。

第45条 (反社会的勢力の排除)

事業者及び入居者、身元引受人及び連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- 二 自らの役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものをいう）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 事業者又は入居者、身元引受人又は連帯保証人が前項の確約に違反した場合、相手方は、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができます。

第46条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、入居者の住所地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることを、事業者及び入居者はあらかじめ合意します。

以上

(以下余白)